

指定定期検査機関の指定に関する事務の取扱い

令和6年12月20日
名古屋市経済局産業労働部産業企画課

計量法（平成 4 年法律第51号。以下「法」という。）第20条第 1 項の規定に基づく指定定期検査機関の指定に関する事務の取扱いについては、法第21条第 2 項、法第26条から第33条まで、法第35条から第39条まで及び「指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令」（平成 5 年通商産業省令第72号。以下「省令」という。）の規定によるものとする。

1 指定定期検査機関に係る指定申請

指定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、法第26条の規定により指定申請書（様式第 1）及び添付書類を名古屋市長に提出する。

(1) 提出書類及び部数

指定申請書 正本 1 通、副本 1 通（写し）
添付書類 正本 1 通、副本 1 通（写し）

(2) 添付書類は、次に掲げるとおりとする。なお、用紙の大きさは原則として日本産業規格A4とする。

添 付 書 類		留 意 事 項
①	定款及び登記事項証明書	登記事項証明書は発行 3 月以内のもの
②	申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表	
③	申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	定期検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
④	次に掲げる事項を記載した書面	
イ	役員又は事業主の氏名及び履歴、省令第 2 条の 2 に規定する構成員（以下「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合	役員全員の氏名 氏名、住所、法人名、役職及び役員就任年月日などの履歴一覧表の提出 構成員の主たる者の氏名が確認できるもの 構成員の構成割合が確認できるもの
ロ	定期検査の業務を行う特定計量器の種類	受任する範囲の特定計量器の種類
ハ	定期検査の業務を行う地域	受任する範囲の地域
ニ	1 年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数	受任する範囲の 1 年間に検査を行う特定計量器数

	ホ	定期検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別	器具、機械又は装置の数（以下「検査設備等」という。）を一覧表にし、「数」、「性能」、「所在（保管）場所」、「借入れの別」等を記載したもの。質量標準管理マニュアル、車両等の管理方法がある場合はその写しの添付。ただし、既に名古屋市の承認を得ている場合は、この限りでない。検査設備等を借り入れる場合にあっては、貸借契約書の写しの添付。ただし、名古屋市から借り入れる場合は、この限りでない。
	ヘ	定期検査を実施する者の資格及び数	一般計量士登録証の写し 短期計量教習等修了者にあっては、修了証の写しの添付、実務経験を記載したもの
	ト	定期検査以外の業務を行っている場合にあっては、その業務の種類及び概要	業務の種類ごとに事業規模及び概要を記載したもの
	チ	手数料の額	名古屋市計量検査手数料条例に定める額を記載したもの
⑤	申請者が法第27条（欠格条項）各号の規定に該当しないことを説明した書類		様式第 5
⑥	申請者が省令第 2条の 3各号の規定に適合することを説明した書類		様式第 6
⑦	申請者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを説明した書類		様式第 7
⑧	その他		その他名古屋市長が指示したもの

2 申請受付

申請受付の手続きは次のとおりとする。

- (1) 申請受付の窓口は、名古屋市経済局産業労働部産業企画課とする。
- (2) 提出書類チェック表（別表 1）に基づき、指定申請書の記載事項及び添付書類が具備しているかの確認を行い、指定申請書及び添付書類の副本に収受印を付し、その副本を申請者に手交する。
- (3) 指定申請書の記載が不十分なとき及び添付書類が不備なときは、内容を指摘し申請者に再提出を求める。

3 審査

指定定期検査機関の指定に関わる審査は、書類審査及び現地審査により、審査表（別表 2）を作成して行うものとする。

4 指定申請事務処理期間及び通知

名古屋市長は、申請者に対して指定申請書を受理した日から原則として60日以内にその結果を通知する。ただし、申請者の責に帰すべき事由により定められた期間内に処理ができない場合は、この限りでない。

5 定期検査の告示

名古屋市長は、法第21条第2項の規定により定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所並びに指定定期検査機関の名称をその期日の1月前までに告示するものとする。

6 指定の更新

- (1) 指定定期検査機関は、指定を受けた後、法第28条の2の規定により3年以内に指定更新申請書（様式第1の2）を提出しなければならない。
- (2) 更新の申請がなければ期間の経過によってその効力を失うものとする。

7 業務規程

指定定期検査機関は、法第30条の規定により業務規程を定め、業務開始前までに業務規程認可申請書（様式第2）を提出し、名古屋市長の認可を受けなければならない。また、これを変更しようとするときも業務規程変更認可申請書（様式第3）を提出し、名古屋市長の認可を受けなければならない。

8 帳簿の記載

指定定期検査機関は、法第31条の規定により帳簿を備え、これを保存しなければならない。また、省令第4条の2の規定により、帳簿に代えて電磁的方法によることができる。

9 業務の休廃止

指定定期検査機関は、法第32条の規定により定期検査業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、3月前までに業務休止（廃止）届出書（様式第4）を名古屋市長に提出しなければならない。

10 事業計画等の提出

- (1) 指定定期検査機関は、法第33条の規定により毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、名古屋市長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (2) 指定定期検査機関は、毎事業年度終了経過後3月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、名古屋市長に提出しなければならない。

11 指定の取消し等

名古屋市長は、法第38条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

12 名古屋市長による検査業務の実施

名古屋市長は、法第39条第 1項の規定により必要があると認めるときは、当該検査業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

13 指定定期検査機関に対する立入検査

名古屋市長は、法第 148条第 3項の規定によりその職員に、指定定期検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

14 告示

名古屋市長は、法第 159条第 3項の規定により、次の場合には、その旨を告示しなければならない。

- (1) 法第20条第 1項の指定をしたとき。
- (2) 法第32条の届出があったとき。
- (3) 法第38条の規定により指定を取り消し、又は定期検査の業務の停止を命じたとき。
- (4) 法第39条第 1項の規定により定期検査の全部又は一部を自ら行うこととするとき。

附 則

この事務の取扱いは、平成20年 5月 8日から施行する。

附 則

この事務の取扱いは、平成27年 8月18日から施行する。

附 則

この事務の取扱いは、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この事務の取扱いは、令和 3年12月23日から施行する。

附 則

この事務の取扱いは、令和 6 年 12 月 20 日から施行する。